

第12回奈良市子ども条例検討委員会 会議録	
開催日時	平成25年10月30日（水）午後2時から午後4時
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第16会議室
議 題	<p>1 検討事項</p> <p>(1) 奈良市子ども条例検討作業部会の設置について</p> <p>(2) 奈良市子ども条例検討委員会及び作業部会検討内容及びスケジュール（案）について</p> <p>(3) 子ども条例における目的について</p> <p>(4) 子ども条例における子どもの権利と責任について</p> <p>(5) 子ども条例における大人等の責務と役割について</p> <p>2 第11回奈良市子ども条例検討委員会の概要について</p> <p>3 報告事項</p> <p>「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2013in松本での取り組みについて</p>
出席者	<p>【奈良市子ども条例検討委員会】 6名</p> <p>・浜田進士 委員長 ・木下勇 副委員長</p> <p>・近藤正基 委員 ・原京子 委員</p> <p>・奥田眞紀子 委員 ・都築由美 委員</p> <p>【事務局】 11名</p> <p>・寺田耕一 子ども未来部長 ・石原勉 子ども未来部理事</p> <p>・山岡利啓 子ども未来部参事 ・中川昌美 子ども政策課長</p> <p>・竹内義朋 保育所・幼稚園課長 ・川尻ひとみ 子ども育成課長</p> <p>・上村 均 子育て相談課長</p> <p>・北保志 学校教育部長 ・中川素 氏（学校教育課長代理）</p> <p>・松田義秀 地域教育課長 ・亀井規生 いじめ対策生徒指導室長</p>
開催形態	公開（傍聴人1人）
担当課	子ども未来部子ども政策課
会議の経過・議決事項・その他参考事項	
1 検討事項	<p>(1) 奈良市子ども条例検討作業部会の設置について</p> <p>事務局から、奈良市子ども条例検討作業部会の設置について説明し、各委員の意見を求めた。</p> <p>作業部会に子どもの代表は参加しないのかとの意見が出された。また、議論の内容によっては子どもたちの意見を聴きたい、日程調整のことを踏まえて、ある程度条例の骨子素案ができあがった段階で子どもの意見を聴きたい、などの意見も出された。この子ども参加の意見については、浜田委員長と事務局で再度検討をすることとし、作業部会については、設置要項に基づ</p>

き、設置が承認された。また、作業部会の委員については、浜田委員長から、浜田委員、近藤委員、奥田委員、都築委員が指名された。

(2) 奈良市子ども条例検討委員会及び作業部会検討内容及びスケジュール（案）について

奈良市子ども条例検討委員会及び作業部会検討内容及びスケジュール（案）について事務局から説明し、奈良市子ども条例検討委員会及び作業部会検討内容及びスケジュール（案）について各委員の承認を得た。

(3) 子ども条例における目的について

子ども条例における目的について事務局から説明し、各委員の意見を求めた。

目的の設定にあたり、浜松市のように子育てのことに踏み込んで設定している例もあり、どこまで踏み込むのかが議論のポイントになるとの意見が出された。また、目的として分類した3つ全てを含む意味で「子どもにやさしいまち条例」という名称はどうかという意見が出された。まち・社会の実現を目的とするなら、責務や役割について明確にしなければならないことが増えるのではないかと意見が出された。いろいろなことに子どもが参加していくことを目指し、それが担保されるようにしていくようにすべきとの意見が出された。

結論として、目的は子どもの権利条約に基づく子どもが主人公であることを明確にした目的にすること、子どもの参加の意味合いをより強くしたもの、また、子育てしやすい、安心して子育てできる、若者が帰ってきやすいといった意味合いを含めた条例にし、ネーミングとしては「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」に近いものにするとの結論を得た。

(4) 子ども条例における子どもの権利と責任について

子ども条例における子どもの権利と責任について事務局から説明し、各委員の意見を求めた。

子どもの権利の部分については、子どもの権利条約に書かれており、同じことを書く必要はないのではとの意見が出され、権利カタログのような書き方はしないとの結論を得た。また、これまでに子どもたちから出された意見については前文のところで活かしたいとの意見が出された。

子どもの責任の部分については、他人の権利を尊重しなければならないというような書き方でよいのではとの意見が出された。子どもの権利を学ぶ機会を保障するなど、子どもに関わる大人たちへの広報・啓発をしていくことが大事であるとの意見が出された。

(5) 子ども条例における大人等の責務と役割について

子ども条例における大人等の責務と役割について事務局から説明し、各委員の意見を求めた。

大人等の責務と役割について、共通の役割という項目を追加した方がいいのではないかとの意見が出された。保護者の責任について、保護者を第一義的な責任者にすることを改めて明記する必要はないのではないかとの意見が出された。保護者が子育てをするにあたり援助を求めることができることを保障する必要があるのではないかとの意見が出された。学校等関係者の責務について書いた方がいいとの意見が出された。地域の責務について具体的に書く方がいいとの意見が出された。結論として、条例の骨子素案における記載の形については章立ての形にするとの結論を得た。

2 第11回奈良市子ども条例検討委員会の概要について

第11回奈良市子ども条例検討委員会の概要について説明し、承認された。

3 報告事項

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2013in松本での取り組みについて事務局から説明した。